

## 藤枝市立西部・北部学校給食センター廃食用油売払い 仕様書

- 1 案件名 藤枝市立西部・北部学校給食センター廃食用油売払い
- 2 業務場所 藤枝市立西部学校給食センター（藤枝市大西町1-9-3）  
藤枝市立北部学校給食センター（藤枝市寺島845番地の1）
- 3 業務内容 受注者は、業務場所においてドラム缶に集積された廃食用油を引き取り、業務場所から回収・運搬し、再生資源等として適正に処理を行い、代金を発注者に支払うものとする。
- 4 搬出方法 西部および北部学校給食センターから回収依頼を受け、速やかに回収・運搬を行うこと。又、回収した廃食用油は、再資源化として適正に処理すること。なお、油保管庫等の現地確認を希望される場合は、西部学校給食センター施設長（連絡先：054-635-2575）、北部学校給食センター施設長（054-644-0252）の承諾を得ること。
- 5 予定数量 ドラム缶 35.5 缶（年間 7,100 リットル）  
※ドラム缶は1缶当たり 200 リットル（180 キログラム）に換算  
※予定数量は過去の実績であり、実際の引渡数量を保証するものではなく、契約単価の変更は行わない。
- 6 契約期間 契約日（令和8年6月24日予定）から令和9年3月31日まで
- 7 処理報告 受注者は、引き取った廃食用油を適正に処理し、学期ごとにその数量（リットル）を発注者に報告すること。又、発注者が必要と認めるときは、廃食用油の処理状況が分かる資料を提出すること。
- 8 代金支払 発注者は、業務場所における回収時の引渡票の数量と、受注者から受けた数量を確認し、確認後の数量にリットル単価の契約金額を乗じて得た額により納入通知書を受注者に対して発行し、請求するものとする。なお、受注者は、納入通知書に定める指定期日までに支払うこと。
- 9 その他 (1)契約金額（1リットル当たり単価）には、業務場所から計量、積込み、回収、運搬、保管、処理等に係る全ての費用を含むものとする。  
(2)受注者は、本業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守し、適正に業務を行うこと。  
(3)受注者は、廃食用油の運搬・回収に当たっては、廃食用油が飛散・流出し、悪臭が漏れることがないように厳重に注意すること。又、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。  
(4)仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定めること。